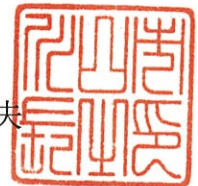


川 職 発 第 7 6 号
令和7年2月14日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月30日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（職員課）

職員課の消耗品において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年1月15日起票の支出負担行為兼契約締結伺書「氏名票」より、一括して発注可能な消耗品は一括で発注するよう、事務の見直しを講じました。

